# いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant Corporation

2023/02

VOL.129

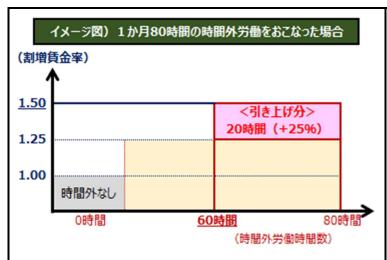
## <2023 年 4 月 1 日> いよいよ中小企業にも適用

### 月60時間超の時間外労働の割増賃金率25%→50%へ!

大企業では 2010 年 4 月に適用されていますが、中小企業においても 2023 年 4 月より「1 か月 60 時間を超える時間外 労働」に対して「50%以上の率」で計算した割増賃金を支払う必要があります。4 月適用前に、実務上の注意すべきポイントをチェックしていきましょう! なお、制度の詳細については『いいの事務所ニュース(VOL.125)2022 年 10 月発行』にてお知らせしておりますので、あわせてご覧ください。ご不明点等ございましたら、ぜひ弊所担当者までご連絡をお願いします。

#### ■改正内容

1 か月 60 時間を超える時間外労働に対して、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。 深夜労働(22 時~5 時)、法定休日労働(週 1 日または 4 週間 4 回の休日)との関係は以下のとおりです。



深夜労働・法定休日労働との関係		
	割増率	60時間超/月
時間外 (所定休日含む)	25%	50%
時間外+深夜 (所定休日含む)	50% (25%+25%)	75% (50%+25%)
法定休日	35%	
法定休日+深夜	60% (35%+25%)	

※ 所定休日は時間外労働。「月60時間」の集計に含む。

#### ■ポイント① 法定休日を定めていますか?

#### <法定休日とは?>

法定休日とは、労働基準法で定められた休日のことをいいます。1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。上記の表のとおり、法定休日35%・所定休日25%で割増率が異なるため、行政通達では就業規則等により法定休日を特定することが望ましいとされています。

#### <法定休日が特定されていない場合は?>

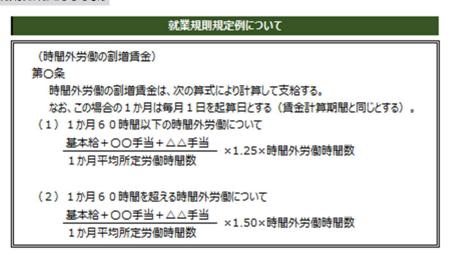
就業規則等で法定休日が特定されておらず、また 1 週間の起算日も定められていない場合、土・日(休み)の両方に 勤務した週は、どちらが法定休日になるでしょうか ? 労基法では、1 週間は「日曜日から土曜日まで」(暦週)をいい、当 該暦週において「後順に位置する日」が法定休日とされています。よって、この場合は土曜日が法定休日労働となります。

#### ■ポイント② 割増賃金はどのように計算していますか?

割増賃金の対象となる時間外労働は、法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えた法定時間外労働です。 一方、1日8時間・週40時間以内の時間外労働は「法定内時間外労働」といい、割増賃金や月60時間の 対象外としても違法にはなりません。

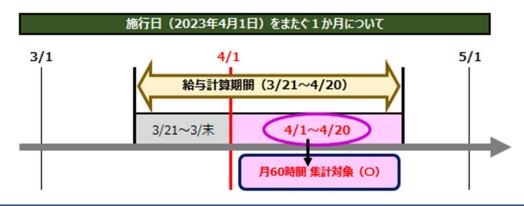


#### ■ポイント③ 就業規則に規定しましょう



#### ■ポイント④ 月 60 時間の集計期間の起算日はいつですか?

それぞれの企業で定める時間外の集計期間により集計します。起算日は給与計算期間の初日とするのが一般的と思います。計算期間が「1日~末日」ではなく、例えば「21日~20日」としている場合で、施行日(2023/4/1)をまたぐ月は4/1~4/20を集計し60時間を超えた部分について50%の割増賃金を支払う必要があります。



3月には、弊社 HP内の会員様専用ページに「月 60 時間超の割増賃金率引上げ」をテーマにした解説動画と資料を配信する予定です。みなさまの疑問や質問にお答えするべく現在準備しておりますので、ぜひご期待ください!